学術相談契約同意書

依頼者（学術相談申込書の「申込者」。以下「甲」という。）は、受託者国立大学法人電気通信大学（以下「乙」という。）の甲に対する学術相談に関し、以下の契約内容について同意する。

（定義）

第１条　本契約において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「学術相談」とは、甲からの依頼を受け、乙の役員又は職員が有する教育、研究及び技術上の専門的知識に基づいて実施する指導助言をいう。

(2) 「学術相談担当者」とは、乙に属し、学術相談に従事する者であって、学術相談申込書の「希望相談担当役職員」に記載する者をいう。

（学術相談の方法）

第２条　学術相談は、原則として乙の場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、甲又は甲の指定する場所で実施することができる。この場合において、甲は、学術相談に伴う交通費及び宿泊費を負担し、当該金額については、学術相談料に計上するものとする。ただし、甲の会計上の都合による場合は、この限りでない。

（学術相談料の支払い）

第３条　甲は、学術相談料を乙の発行する請求書により、当該請求書の定める支払期限までに所定の銀行口座に支払わなければならない。

２　甲は、所定の支払期限までに前項の相談料を支払わないときは、支払期限の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、その未納額に年３％の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

３　乙は、甲から支払われた相談料については、理由の如何を問わず、これを甲に返還しない。

（学術相談協力者）

第４条　乙は、学術相談を実施する上で、学術相談担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要となった場合は、甲の同意を得て、当該学術相談担当者以外の者を学術相談協力者として参加させ、又は協力させることができる。

２　前項の場合、乙は、学術相談協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

（知的財産権の取扱い）

第５条　学術相談の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該知的財産権の発生事態を勘案して、別途甲乙協議してこれを決定するものとする。

（秘密の保持）

第６条　甲及び乙は、学術相談に関し、相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た相手方の技術上又は営業上の情報（秘密である旨を表示したものとする。以下「秘密情報」という。）については、相手方の書面による事前の承諾なしに、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の情報については、この限りではない。

(1) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に自己が保有していたもの

(2) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に公知となっていたもの

(3) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た後に、自己の責めによらずに公知となったもの

(4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく、適法に取得したもの

(5) 相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく、独自に開発し、又は取得したもの

２　甲及び乙は、学術相談以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得たときは、この限りではない。なお、前項の規定は本契約の失効後も２年間有効とする。

（学術相談の公表）

第７条　甲及び乙は、学術相談実施の事実、学術相談の内容、学術相談の成果その他学術相談に関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議し、同意を得なければならない。

（免責）

第８条　乙は、学術相談に基づく商品の販売、役務の提供その他甲の事業活動結果について、何ら保証せず、また、当該甲の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。

（本契約の解約）

第９条　乙は、甲が学術相談料を支払わなかった場合その他甲が本契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその是正を相手方に催告し、相手方においてこれを是正しないときは、本契約を解約することができる。

２　甲に次の各号の一に該当する事由が生じた場合、乙は、催告その他何らの手続を要せず、本契約を解約することができる。

(1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立て、又はそれらの手続の申立を受けたとき。

(2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払停止に陥ったとき。

(3) 差押え、仮差押え、仮処分、担保権の実行又は滞納処分を受けたとき。

（本契約の有効期間）

第10条　本契約の有効期間は、学術相談申込書の学術相談を実施する期間と同一の期間とする。ただし、甲乙協議の上これを延長することができる。

２　本契約の失効後も、第５条から第８条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（裁判管轄）

第11条　甲及び乙は、本契約に関する訴えについて、東京地方裁判所をもってその第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

（協議）

第12条　本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを定める。

以上